

相談支援専門員の質問に対する回答集

平成31年11月21日

第８回相談支援事業所連絡会

本回答集は平成３１年１１月時点の内容であり、改定による内容の変更が想定されます。

* 利用者負担上限額加算に関する項目

（問1）

毎月のモニタリング実施が算定要件ですか。

（答）はい、その通りです。　且つ本体請求とあわせて行います。

* 初回加算に関する項目

（問1）

過去の実績に対して遡及請求は可能ですか。

（答）はい、遡及可能です。　件数によっては障害福祉課事業推進係にご相談ください。

（問2）

　前６ヶ月間サービス利用がなかった場合に算定が可能ですか。

（答）算定は可能ですが、計画作成からサービス利用が１年経過し、再度更新する場合は対象外になります。

（問3）

　セルフプランのケースを相談員が初めて計画作成する場合は算定が可能ですか。

（答）算定できます。

（問4）

　現在、セルフプランで障害福祉サービスを利用している方と契約を行い、

相談支援を担当することになりました。　障害福祉サービスを利用中ですが、

初回加算を請求しても大丈夫ですか。

（答）初回加算を請求できます。

* 行動障害、要医療的ケア児、精神障害にまつわる体制加算

（問1）

　請求方法について教えてください。

（答）事業所の計画相談利用者全員に加算がつきます。

* 退院・退所時加算について

（問1）

　　入院時情報提供加算と一緒に請求しても大丈夫ですか。

（答）算定要件が各々異なるため、要件を満たしているのであれば両方請求できます。

* 入院時情報提供加算について

（問1）

　　退院前の関係者会議を実施したが、退院しなかったケースはどうなりますか。

（答）退院できなかった場合でも、入院時情報提供加算の関係者会議等の要件を満たしていれば、算定できます。　入院中の支援が対象となる関係者会議であれば大丈夫です。

（問2）

　　退院時に計画変更がなくても算定できますか。

（答）計画作成は入院時情報提供加算の算定要件ではなく、変更の有無を問わず、請求できます。

* 医療・保育・教育機関等連携加算について

（問1）

　　面談は電話でも大丈夫ですか。

（答）電話は不可です。

（問2）

　　請求上限はありますか。

（答）１か月１回が上限です。

* 継続サービス利用支援（モニタリング）について

（問1）

　　継続サービス利用支援（モニタリング）の期間について教えてください。

（答）計画作成を担当する相談支援専門員からの提案を踏まえ、関係省令や通知等を踏まえたうえで

まとめた次に示す標準的な考え方も勘案し、適切に決定するものとします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 期間 | 対象者（サービス併用時は短い方とする） |
| 1 | 毎月 | 1. サービスの新規利用者（ただし、利用開始時から原則として３ヶ月間） 2. サービスの著しい変更を行う者（ただし、変更時から原則として3ヶ月間） 3. 旧サービス利用計画作成費の受給者 |
| 2 | ３ヶ月に１回 | 1. 自立訓練（機能訓練） 2. 自立訓練（生活訓練） 3. 就労移行支援　ただし1を除く |
| 3 | ６ヶ月に１回 | 1. 生活介護 2. 共同生活介護 3. 就労継続支援A型 4. 就労継続支援B型 5. 共同生活援助 6. 居宅介護 7. 重度訪問介護 8. 同行援護 9. 行動援護 10. 地域移行支援 11. 地域定着支援   ただし、1を除く |
| 4 | １年に１回 | 1. 障碍者支援施設 2. のぞみの園 3. 療養介護入所者 4. 重度障碍者等包括支援 5. 短期入所 |

以上